

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：保健福祉部健康安全局地域保健課

(電話011-204-5256 (内線))

| No | 法令名 | 根拠条項 | 許認可等の種類 | 設定等区分 | 標準処理期間(経由日数) | 備考 |
|----|----------------------------|---------|-----------------|-------|--------------|-----------------|
| 14 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第42条第1項 | 結核患者の緊急時の療養費の支給 | 未設定イ | 20日 (5日) | |
| 15 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第37条第1項 | 入院医療費の負担 | 未設定イ | 15日 | (保健所長) |
| 16 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 第42条第1項 | 療養費の支給(結核患者を除く) | 未設定イ | 7日 | (保健所長) |
| 17 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第2条第2項 | 被爆者健康手帳の交付 | 未設定ハ | 未設定 | |
| 18 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第17条 | 医療費の支給 | 未設定イ | 40日 (10日) | 政令市、総合振興局・振興局経由 |
| 19 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第18条 | 一般疾病医療費の支給 | 未設定イ | 40日 (10日) | 政令市、総合振興局・振興局経由 |
| 20 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第19条第1項 | 一般疾病医療機関の指定 | 未設定イ | 40日 (10日) | 政令市のみ経由(保健所長) |
| 21 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第24条第2項 | 医療特別手当の支給決定 | 未設定イ | 40日 (10日) | 政令市、総合振興局・振興局経由 |
| 22 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第25条第2項 | 特別手当の認定 | 未設定イ | 40日 (10日) | 政令市、総合振興局・振興局経由 |
| 23 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第26条第2項 | 原子爆弾小頭症手当の認定 | 未設定イ | 40日 (10日) | 政令市、総合振興局・振興局経由 |

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：保健福祉部健康安全局地域保健課

(電話011-204-5256 (内線))

| No | 法令名 | 根拠条項 | 許認可等の種類 | 設定等区分 | 標準処理期間 (経由日数) | 備考 |
|----|-------------------------|----------|-------------|-------|------------------|-----------------|
| 24 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第27条第2項 | 健康管理手当の認定 | 未設定イ | 40日 (10日) | 政令市、総合振興局・振興局経由 |
| 25 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第28条第2項 | 保健手当の認定 | 未設定イ | 40日 (10日) | 政令市、総合振興局・振興局経由 |
| 26 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第28条第3項 | 保健手当の額の改定 | 未設定イ | 40日 (10日) | |
| 27 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第31条 | 介護手当の支給決定 | 未設定イ | 40日 (10日) | 政令市、総合振興局・振興局経由 |
| 28 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第32条 | 葬祭料の支給決定 | 未設定イ | 40日 (10日) | 政令市のみ経由(保健所長) |
| 29 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 第33条 | 特別葬祭給付金の支給 | 未設定ハ | 未設定 | 政令市、総合振興局・振興局経由 |
| 30 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則 | 附則第2条第4項 | 健康診断受診者証の交付 | 未設定ハ | 未設定 | 政令市、総合振興局・振興局経由 |
| 31 | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 | 第19条第1項 | 親族に対する援護 | 未設定イ | 30日 | 政令市、総合振興局・振興局経由 |

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。